

競 技 注 意 事 項

1. 競技規則について

本大会に適用する規則は、2022年度日本陸上競技連盟競技規則および本大会規定である。競技規則 TR5.2 に適合しないシューズの使用は認めない。ただし、フィールド競技用シューズについては TR5.2 の適用を除外する。

【競技用靴・靴底厚さ表】

種 目	靴底最大の厚さ	要 件 ・ 備 考
フィールド種目(除:三段跳)	20mm	全投てき種目と三段跳を除く跳躍種目に適用する。 全フィールド種目で、靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
三段跳	25mm	靴の前の部分の中心点の靴底の厚さは、踵の中心点の靴底の厚さを超えてはならない。
トラック種目 (800m 未満の種目、ハードル種目を含む)	20mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。
トラック種目 (800m 以上の種目、障害物競走を含む)	25mm	リレーにおいては、各走者が走る距離に応じて適用する。 競技場内で行う競歩競技の靴底の最大の厚さは道路競技と同じとする。
道路競技(競走、競歩)	40mm	

*その他詳細、WA 承認靴リストについては、日本陸連ホームページ「シューズ規則に関して」を参照すること。
<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/technical/shoes/>

2. 招集について

(1) 招集所は、メインスタンド下の雨天走路に設ける。

(2) 手順

① 招集開始時刻に競技者係の点呼を受ける。トラック種目出場者は、持参した腰ナンバーを右腰のやや後方につけておくこと。(リレー種目の第4走者も忘れないようにすること。) 招集時には、アスリートビブス(各自の登録番号)の確認を受ける。競歩競技においては別ビブスを使用することがあるが、その際は、招集時に自分のアスリートビブスを競技者係に示し、別ビブスを受け取ること。

② 点呼の代理人は認めない。ただし、リレーに出場する選手は代理人をもって招集に応じ、代理人はその旨を競技者係に申し出ること。また競技については本人が審判に申し出ること。

(3) 招集完了時刻に遅れた競技者は出場する意思がないものとみなし処理する。なお、欠場する場合は招集完了時刻までに招集所にてスタートリストの自分の番号を消しにくること。

(4) 招集完了時刻は下記の通りとする。なお、種目別の招集完了時刻は、プログラムの競技日程欄に記入されている。

	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック	40 分前	20 分前
フィールド	50 分前	30 分前
	棒高跳 90 分前	棒高跳 70 分前
4×100mR オーダー用紙切時刻(男女共)		8 : 45
4×400mR オーダー用紙切時刻(男女共)		14 : 10

(5) リレー種目

① リレー種目のオーダー用紙は、受付時に手渡しする。リレーメンバー以外から起用する場合は、必要事項を忘れずに記入すること。オーダー用紙は、上記時刻までに競技者係(招集所)に提出すること。

② 出場メンバー全員が点呼を受けること。ただし、他種目に出場している場合は、上記(2)の②に準ずる。

③ オーダー用紙提出後の選手変更認めない。ただし、怪我等の急なアクシデントにより、メンバーの出場ができない場合のみ、本部が指定した医務員の判断によって、変更が認められることがある。

3. 競技進行について

(1) 番組編成について

①トラック競技のレーン順、およびフィールド競技の試技順は、全てプログラム記載のとおりとする。

(2) 競技について

- ①スパイク及びシューズについては規定に適合すること。スパイクのピンの長さは9mm以内とする。ただし、走高跳・やり投については12mm以内とする。いずれの場合も本数は11本以内とする。
- ②アスリートビブスは指定された大きさでユニフォームの胸部と背部につけること。ただし、跳躍競技に出場する選手は、胸部または背部だけでよい。
- ③フィールド競技において、コーチの競技者に対する助言が競技の進行を妨げないようにするため、近接の観客席等に「コーチ席」を設けるので、競技者への助言はすべてコーチ席で行うこと。
- ④競技区域内（招集所内含む）に携帯電話・スマートフォン・タブレット等の機器を持ち込むことはできない。また、競技区域内で助力を与えたり受けたりしている競技者は、失格の対象となる。なお、フィールド競技に出場している競技者が、それ以前の試技の映像をコーチ席以外の場所で見、録画再生機器等をスタンドからの手渡しや吊り下げにより競技区域に持ち込むことは認めない。
- ⑤競技場内での練習は、競技役員の指示に従うこと。
- ⑥招集所からスタート地点、跳躍場、投てき場へ行く場合、競技者係の指示に従うこと。
- ⑦跳躍・投てき競技（走高跳、棒高跳を除く）ともに3回試技とし、計測ラインを設定する場合がある。
- ⑧三段跳の踏切板は、男子11m・女子9mとする。

(3) 走高跳、棒高跳のバーの上げ方は下記のとおりとする。（ ）内は公式練習の高さである。

男子走高跳	決勝	(155) 160 165 170 175 180 185 190 193 196 (185)	以後3cmずつ上げる
女子走高跳	決勝	(120) 125 130 135 140 145 150 155 160 163 (150)	以後3cmずつ上げる
男子棒高跳	決勝	(260) 280 300 320 340 360 380 400 410 420 (410)	以後10cmずつ上げる
女子棒高跳	決勝	(180) 200 220 240 250 260 270 280 290 300 (250)	以後10cmずつ上げる

*同記録による1位決定とバーの上げ下げは、走高跳2cm、棒高跳5cmとする。

*公式練習及び、開始するバーの高さは選手の実力に応じて、審判長判断で変更する事がある。

(4) フィールド競技の試技時間は次のとおりである。

【単独種目】

残っている競技者数	走高跳	棒高跳	その他
4人以上*	1分	1分	1分
2～3人	1分30秒	2分	1分
1人	3分	5分	—
連続試技**	2分	3分	2分

*4人以上または各競技者の最初の試技

**残っている競技者数に関係なく適用し 走高跳・棒高跳では高さが変わった場合にも適用する。

(5) 競技運営上の理由により、以下の種目において下記のタイムを超えて周回を残している場合は、フィニッシュ地点で競技を中止させることがある。

5000m：19分00秒、3000m：13分00秒、男女5000mW：37分00秒

4. 競技用具について

- (1) 棒高跳用ポール・やり以外の競技用具は、競技場備え付けのものを使用する。
- (2) やりは競技場備え付けのものを準備するが、検査を受けて自己のものを使用してもよい。なお、やりの検査は競技開始時刻の90分～60分前までとし、100mスタート側の倉庫前で行う。以前の検査シールは剥がして持参すること。（日本陸連の検定シールは剥がさない。）

5. 抗議について

抗議は日本陸上競技連盟規則により、所定の手続きをとるものとする。

6. 表彰について

各種目6位まで、男女別総合6位まで賞状を渡すが、表彰は行わない。ただし、総合優勝校のみ表彰式を行う。また、男女最優秀選手各1名を表彰する。

7. その他

- (1) 顧問及び引率責任者(代理)の出席(審判)なき場合は、選手の出場は認めない。なお、競技役員受付を必ず通過すること。
- (2) ウォーミングアップは、補助競技場(サブ・グラウンド)で行うこと。ただし、投てきの練習は、招集完了後、役員の手示により競技場内で行うので補助競技場での投てき練習は一切行わないこと。
- (3) 応援はスタンドで行い、競技場トラック周辺に降りて行わないこと。また、集団での連呼応援は禁止する。また、円滑な競技会運営のため、コーチ席並びに報道エリアを、観戦や応援のためのスペースよりも優先して設置する。
- (4) 更衣室の使用は更衣のみとし、使用後はすみやかに退室すること。また、一切の私物を置いてはならない。
- (5) 競技中に起こった怪我については、本部の医務室で応急処置のみ行う。
- (6) スタンド等で使用した場所は、各校で責任をもって清掃し、ゴミはすべて持ち帰ること。
- (7) フィニッシュ後のスタート地点への移動等は、必ずスタンド下の通路や競技場の外側を使用すること。通行禁止や使用禁止の表示がある場合は、厳守すること。
- (8) 本部席前には通行を禁止する。許可された者(補助員)以外は通らないこと。また、審判長、総務、アナウンサー前での助言は競技会運営に支障を来すため行わないこと。
- (9) メインスタンドのロイヤルボックス席並びに記者席には立ち入らないこと。
- (10) 各校待機場所はスタンド(メイン、バック、サイド)のみとする。ただし、メインスタンドについてはテントの設置は禁止する。また、旗・横断幕の貼り付けについては中段通路より上とする。
- (11) スタンド等における各校待機場所やロープ等がトイレ前や通路、階段をふさぐことのないようにすること。
- (12) 公園内・サブトラックでは、メディシンボール、チューブ等の使用を禁止する。トラック上に競技場備え付けの用具以外のものを設置してはいけない。
- (13) 盗撮行為等を防止するため、各校に撮影許可証(腕章)が配布されている。関係者が撮影する際には必ず腕章を着けること。また「撮影禁止区域」をスタンドに定めるので、関係者もその場所からの撮影を控えること。
- (14) 新型コロナウイルス感染防止ガイドラインを則した行動をし、感染対策を徹底すること。
- (15) その他必要事項が生じたときは、その都度協議し連絡する。